

議案第 1 2 4 号

松阪市水道事業統合に伴う関係条例の整理について

松阪市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 11 月 25 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市水道事業統合に伴う関係条例の整理に関する条例

(松阪市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 松阪市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 287 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 給水人口の項中「193,500 人」を「198,340 人」に改め、同表 1 日最大給水量の項中「124,700 立方メートル」を「127,564 立方メートル」に改める。

(松阪市水道給水条例の一部改正)

第 2 条 松阪市水道給水条例（平成 17 年松阪市条例第 288 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次のように加える。

飯高町田引、飯高町赤桶、飯高町作滝、飯高町野々口、飯高町宮前、飯高町下滝野、飯高町乙栗子、飯高町森、飯高町七日市、飯高町宮本、飯高町富永、飯高町栗野、飯高町落方、飯高町太良木、飯高町波瀬、飯高町月出、飯高町桑原、飯高町加波

附則中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

(平成 29 年度から平成 33 年度までにおける料金の特例)

4 平成 29 年 4 月以後の飯高区域における使用に係る料金のうち、別表第 2 の表により算出した金額が、松阪市飯高簡易水道事業給水条例（平成 17 年松阪市条例第 291 号）により算出した金額を超える場合は、その差額に次の表の左欄に掲げる年度の使用に係る料金に応じ同表右欄に掲げる減免率を乗じて計算した金額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）を別表第 2 の表により算出した金額から控除した金額に 100 分の 108 を乗じて得た金額を料金とする。

| 年度       | 減免率 |
|----------|-----|
| 平成 29 年度 | 1.0 |
| 平成 30 年度 | 0.8 |
| 平成 31 年度 | 0.6 |

|          |     |
|----------|-----|
| 平成 32 年度 | 0.4 |
| 平成 33 年度 | 0.2 |

(松阪市飯高簡易水道事業給水条例の廃止)

第 3 条 松阪市飯高簡易水道事業給水条例（平成 17 年松阪市条例第 291 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、第 3 条の規定による廃止前の松阪市飯高簡易水道事業給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第 2 条の規定による改正後の松阪市水道給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。